
年報・フアーラ

令和5年度



フアーラ “Fala” とは Female（女性）と ala（翼）を組み合わせた造語です

山形市男女共同参画センター・フアーラ

はじめに

山形市男女共同参画センター「ファース」は、平成8年2月に女性センターとして開館し、市民の男女共同参画社会づくりの活動を支援しながら、さまざまな事業を展開してまいりました。

平成15年4月に、施設の名称を女性センターから現名称に変更、平成24年度からは、定住自立圏構想連携事業により、上山市・天童市・山辺町・中山町の住民の方も利用できるようになり、利用対象者を拡大しました。

さらに、平成25年4月施行の山形市男女共同参画推進条例において、当センターを山形市の男女共同参画を推進する拠点施設として位置付けております。

そして、平成29年4月からは、男女共同参画課と男女共同参画センターを統合し、拠点を男女共同参画センターに集約、センター機能と男女共同参画施策の推進体制強化を図っております。

令和元年度には山形市が中核市へ移行、令和2年度には、連携中枢都市圏連携事業により、村山地域の住民の方も利用できるように利用対象者を拡大し、中核市として周辺自治体との連携を強化しております。

今後とも、市民の皆様はじめ関係機関の方々には、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに令和5年度の事業概要をまとめましたので、ご高覧いただき、ご指導いただければ幸いです。

も く じ

男女共同参画センターの概要	1
施設の概要	2
令和5年度事業概要	3
令和5年度事業	
1 公民連携による女性人材育成事業	4
2 学習事業	5
3 男女共同参画宣言都市事業	10
4 広報事業	10
5 市民活動支援事業	11
6 相談事業	11
7 情報収集提供事業	13
8 交流事業	13
9 その他	13
令和5年度利用状況	15
資料	17
登録団体一覧	18
山形市男女共同参画推進条例	22
山形市男女共同参画センター条例	26
山形市男女共同参画センター条例施行規則	28
山形市男女共同参画センター運営委員会要項	31

男女共同参画センターの概要

- 1 目 的 男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設として、男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資する。
- 2 名 称 山形市男女共同参画センター（愛称 ファーラ）
- 3 住 所 山形市城西町二丁目2番22号
- 4 構 造 等 鉄筋鉄骨5階建（男女共同参画センターは4・5階、1～3階は山形市社会福祉協議会）
- 5 延床面積 1,136.48 m² 建物全体では7,478 m² 敷地 10,600 m²
- 6 建 設 費 約5億2千8百万円（建物全体では34億7千7百万円）
- 7 施設内容
学習機能：会議室、保育室、ワーク室（4階）
研修室1、研修室2、視聴覚室、親子観覧室（5階）
交流機能：交流コーナー、団体ロッカー、メールボックス
相談機能：相談ロビー、相談室
情報機能：情報コーナー
総合機能：リフレッシュコーナー、事務室
- 8 開館時間 午前9時から午後10時
- 9 休 館 日 祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）
- 10 組 織
平成8年4月1日～平成9年3月31日 福祉部 女性青少年課 女性センター
所長1名・副参事1名・職員2名・臨時職員3名 計7名

平成9年4月1日～平成13年3月31日 市民生活部 女性青少年課 女性センター
所長1名・副所長1名・職員1名・嘱託職員3名 計6名

平成13年4月1日～平成15年3月31日 企画調整部 男女共同参画課 女性センター
所長1名・職員1名・嘱託職員3名 計5名

平成15年4月1日～平成29年3月31日 企画調整部 男女共同参画課 男女共同参画センター
所長1名・職員1名・※嘱託職員3名 計5名
※平成27年度より臨時職員

平成29年4月1日～平成30年3月31日 企画調整部 男女共同参画センター
所長1名・職員5名・臨時職員3名 計9名

平成30年4月1日～令和2年3月31日 企画調整部 男女共同参画センター
所長1名・副所長1名・職員4名・臨時職員3名 計9名

令和2年4月1日～令和4年3月31日 企画調整部 男女共同参画センター
所長1名・副所長1名・職員3名・会計年度任用職員4名 計9名

令和4年4月1日～ 企画調整部 男女共同参画センター
所長1名・副所長1名・職員3名・会計年度任用職員5名 計10名

施設の概要

室名		面積	概要
4階	交流コーナー	226.93 m ²	オープンフロアで、ちょっとした打合せや会議、待ち合わせに予約なしでだれでも気軽に自由に利用できる。 登録団体が活動拠点として利用できるように、専用のメールボックス（72 団体分）を設置している。
	情報コーナー		オープンフロアで、男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・新聞の閲覧や図書・ビデオ等の貸出の利用ができる。
	会議室 （定員 10 名）	18.00 m ²	グループ・団体が男女共同参画に関する学習、打合せ等ができる小さな会議室。
	保育室 （定員 10 名）	37.20 m ²	センター主催の講演会開催時などの一時保育や、グループ・団体がセンターを利用する場合の保育に使用。 保育室として使用していない時は、会議室として使用できる。
	ワーク室	13.50 m ²	印刷機・裁断機・作業台等があり、登録団体は、機関紙や会報等の作成に活用できる。
	団体ロッカー	19.16 m ²	登録団体専用ロッカー（72 団体分）を設置。
	リフレッシュコーナー	24.13 m ²	自動販売機が設置してある。
	相談室 相談ロビー	11.85 m ² 38.91 m ²	一般相談、専門相談に応じる。
	事務室	60.90 m ²	
	4 階面積	619.44 m ²	WC 42.90 m ² 、更衣室 6.31 m ² 、倉庫 22.82 m ² 、機械室 22.82 m ² 含む
5階	研修室 1 （定員 24 名）	56.90 m ²	男女共同参画に関する活動を行うグループ・団体の使用に適した中規模の部屋。
	研修室 2 （定員 36 名）	140.03 m ²	講演会、講座、シンポジウム等の開催に適している。 センター主催の事業やグループ・団体が男女共同参画に関する自主的活動に使用。
	視聴覚室 （定員 48 名）		A V 機器、視聴覚機材を備え、多目的な利用に対応する。
	※研修室 2 と視聴覚室は、通常、間仕切りを外して一部屋として使用。 （定員 84 名）		
	親子観覧室	11.06 m ²	子ども連れでも安心して観覧できる親子席。
	5 階面積	517.04 m ²	ロビー 157.09 m ² 、WC 42.90 m ² 、倉庫 14.69 m ² 、機械室 24.47 m ² 含む
男女共同参画センター延面積		1,136.48 m ²	

令和５年度事業概要

令和５年度は、山形市男女共同参画センター条例第３条により、下記の事業を実施した。

事業	主 な 内 容
1 公民連携による 女性人材育成事業	(１) 女性活躍推進トップセミナー (２) ワークショップ
2 学 習 事 業	(１) 自主企画講座事業 (２) ファーラ市民企画講座事業
3 男女共同参画宣言 都市事業	(１) 「男女共同参画週間」関連事業
4 広 報 事 業	(１) 情報紙「ファーラ」発行 (２) ホームページによる広報
5 市民活動支援事業	(１) 貸館事業 (２) ファーラ市民企画講座事業
6 相 談 事 業	(１) 一般相談 (２) 法律相談 (３) 女性の健康相談（女性の思春期から更年期までの相談） (４) 女性の権利１１０番
7 情報収集提供事業	(１) 図書、他自治体の男女共同参画施設等の情報収集・提供
8 交 流 事 業	(１) 交流コーナーの開放
9 そ の 他	(１) 小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付 (２) 「女性に対する暴力をなくす運動」関連事業 (３) 生理用品配付事業 (４) 連携中枢都市圏連携事業 (５) 山形市男女共同参画センター運営委員会の開催

令和5年度事業

1 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめくWomen's Campus山形」

資生堂ジャパン（株）から寄附をいただいた企業版ふるさと納税と、資生堂がもつ女性活躍支援のノウハウ、および山形市と包括連携協定を締結している（株）Ridilover（リディラバ）が持つ人材育成のノウハウを活かし、地域で活躍する女性リーダーを養成し、“女性が輝くまち山形”の実現および若年女性の地元定着を図ることを目的に、女性人材育成事業を実施した。

（1）女性活躍推進セミナー

山形市内企業の経営層等に、女性活躍推進が企業にどのようなメリットをもたらすのかを認識していただき、自社内での女性活躍の取組みにつなげることを目的とした。あわせて、ワークショップへの参加者派遣について検討いただいた。

	日時	場所	内容	参加者
1	5月25日(木) 14:00～15:40	山形テルサ アブローズ	- 女性活躍推進トークイベント 【パネリスト】(株)資生堂 副CPO 芦田 恵美子 東北電化工業(株) 代表取締役社長 會津 圭一郎 山形市 井上 貴至副市長 - 事前説明会	40 社 95 名

（2）ワークショップ

「企業内における女性活躍の推進」、「若年女性の地元定着」、「企業内のDX推進」をテーマとし、公募及び企業からの派遣により参加した19名の女性が、地域で活躍する女性リーダーを養成するための課題解決型ワークショップに取り組んだ。

	日時	場所	内容	参加者
1	6月29日(木) 13:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	- 自己紹介ワーク - 課題意識の共有 - ビューティーセッション（資生堂ジャパン（株）提供）	19 名
2	7月27日(木) 13:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	- 山形市職員との対話 - グループディスカッション	19 名
3	8月26日(土) ～27日(日)	東京都区内	- TOKYOスタディトリップ グループのテーマに合った団体活動の見学・体験、関係者との意見交換 【訪問先】(株)COEO、富士通(株)、NPO法人マドレボニータ 【講演】(株)Will Lab 代表取締役 小安 美和	18 名
4	9月28日(木) 13:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	グループディスカッション	17 名
5	10月26日(木) 13:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	- 山形市職員との対話 - グループディスカッション	19 名
6	11月24日(金) 13:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	グループディスカッション	19 名
7	1月25日(木) 13:00～17:00	総合福祉セン ター 2F交流ホール	活動発表会 各グループ活動の経緯や成果を共有し、得られた学びや課題を再認識することにより、事業参加女性の人材育成効果を高める	86 名
8	2月16日(木) 13:00～17:00	総合福祉セン ター 3F会議研修室1	ミートアップ・交流会 令和4年度参加者が、昨年度の活動の取組で得た学びを活かしたグループ活動の成果を発表し、また、市民の方及び令和5年度参加者との交流の場を設けた。	36 名
		男女共同参画 センター 5F視聴覚室	ビューティーセッション（資生堂ジャパン（株）提供）	

2 学習事業

男性も女性も互いに協力し、あらゆる分野に参画していくことの重要性を自覚するよう、男女共同参画意識を啓発するため、学習の機会を提供した。

(1) 男女共同参画センター自主企画講座 13講座 38回 女性学講座

ジェンダーについての理解を深め、一人ひとり性別にかかわらず自分らしい生き方ができるように支援する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	2月18日(日) 13:30～15:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	(チェリアとの共催) アンコンシャス・バイアスについて考えよう ～思い込みに気づき、自分らしく生きる～	山形県男女共同参画センター 館長 伊藤 真知子	女 31名 うちオンライン 10名	36名 うちオンライン 11名
					男 5名 うちオンライン 1名	

※山形市女性人材バンク登録者への研修会も兼ねて開催(12名受講 うちオンライン5名)

エンパワーメント講座

個人が自分自身の力で問題や課題を解決できるよう、自身の意識・能力を高めるための知識・技能を学ぶ。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	7月20日(木) 18:30～20:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	美文字講座 ～美しい文字は一生のたからもの～	書道家 伊藤 恵	女 23名 男 5名	28名
2	10月6日(金) 18:30～20:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	みんなでやろう! 英語でゲーム ～初心者編～	山形市国際交流員 ブレー ディーン	女 4名 男 5名	9名
3	10月14日(土) 10:00～11:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	すぐできる! ゼロから始める男性のスキンケア&ヘアスタイリング術 ～実践編～	資生堂ジャパン株式会社 ソーシャルエリアパートナー 佐藤 真理子	男 11名	11名

男女共同参画講座

女性も男性も性別にかかわらず自分らしく生きるために必要な知識や知恵を習得する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	7月30日(日) 10:00～12:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	プロカメラマンのプライベート写真撮影術 ～スマホ編～	写真家 長岡 信也	女 7名 男 7名	14名
2	2月3日(土) 13:00～15:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	人生を豊かにする 自分史をつくらう	インタビューライター たなか ゆうこ	女 7名 男 6名	13名

DV(ドメスティック・バイオレンス)防止講座

DVの被害者や加害者にならないための人間関係の築き方や心のときほぐしの学習によるDVの予防、また、女性の抱える問題を解決し、女性の人権を保護する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	11月17日(金) 13:30～15:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	自分らしく生きるために ～知ることからはじめるDV防止講座～	上町カウンセリングオフィス 代表 臨床心理士 永田 悠芽	女 5名 男 1名	6名

イクメン・カジメン・イクジイ講座

家庭内における男性のさらなる家事・育児等への参加を促し、女性も男性も一人ひとりが望む生き方・働き方（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる社会を目指す。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	12月23日(土) 13:30～15:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	パパ・おじいちゃんと 手作りしめ飾り ～縁起の良い飾りをしめ縄につけて新しい年を迎えよう～	龍生派家元監事教授 阿部 玲朋	男 6名 子 6名	6組 12名
2	2月17日(土) 13:30～15:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	お父さん、おじいちゃんと一緒に 和菓子作りに挑戦	乃し梅本舗佐藤屋 八代目 佐藤 慎太郎	男 12名 子 15名	12組 27名
3	3月24日(日) 10:00～11:30	総合福祉センター 1F体育ホール	父と子の走り方講座 ～がんばるパパと楽しく走ろう～	山形市男女共同参画センター 主査 大石 唯	男 6名 子 9名	6組 15名

育児サークル交流研修会

育児サークルの研修及び情報交換により、効果的なサークル活動に役立てる。
(特定認定NPO法人やまがた育児サークルランド共催)

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	9月14日(水) 10:30～12:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	つくろう！はなそう！	やまがた育児サークルランド スタッフ	女 13名 男 0名 子 14名	27名
2	12月7日(木) 10:00～12:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	子どもって不思議がいっぱい 発達心理学から子どもの世界をのぞいてみよう	東北文教大学 人間科学部人間関係学科 准教授 永盛 善博	女 7名 男 0名	7名
3	3月7日(木) 10:00～12:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	ほっとひといきTeatime	やまがた育児サークルランド スタッフ	女 8名 男 0名 子 0名	8名

働く女性の講座

働く女性及び再就職を希望する女性の職業能力の開発・向上や、自身のキャリアアップ、充実した生活を送るための知識・技能の取得を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	9月22日(金) 18:30～20:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	楽しく学んではじめよう！ オンライン会議システム体験講座 1回目：基本編	A I S O H O株式会社 代表取締役 海谷 美樹	女 2名	2名
2	9月29日(金) 18:30～20:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	楽しく学んではじめよう！ オンライン会議システム体験講座 2回目：参加編		女 2名	2名
3	10月12日(木) 18:30～20:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	プレゼン資料作成ソフト入門	山形市産業政策課 働きやすさ追求室 企業DX推進官 橋本 和則	女 5名	5名

女性活躍推進講座

女性が働きやすい社会の実現や多様な人材が活躍する職場を目指して自身のキャリアアップ、充実した生活を送るための知識・技能の取得を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	2月16日(金) 15:10～16:20	男女共同参画センター 5F視聴覚室	ミートアップ・交流会 ビューティーセッション	資生堂ジャパン株式会社 ソーシャルエリアパートナー 佐藤 真理子	女 5名	5名

健康講座

女性も男性も人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるように支援する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	8月26日(土) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	ずっと動ける体づくり ～座ってできるタキミカ体操～	株式会社パワーエイジング 代表取締役社長 中沢 智治	女 19 名 男 1 名	20 名
2	1月17日(木) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	漢方薬講座 「季節の不調に漢方を～春編～」	漢方薬、生薬認定薬剤師 漢方コーディネーター 笠原 崇史	女 25 名 うちオンライン 4 名 男 9 名 うちオンライン 1 名	34 名 うちオンライン 5 名
3	3月2日(土) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	女性のための健康講座 心身の不調は、もしかして月経前 症候群(PMS)かも！？ ～月経についてのお話～	マミーブルーム 助産師 荒井 眞智子	女 5 名 うちオンライン 3 名	5 名 うちオンライン 3 名
4	3月13日(水) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	食事の力で免疫力アップ！ ～日々の食事で体調を整えよう～	山形県栄養士会 顧問 西村 恵美子	女 31 名 うちオンライン 4 名 男 7 名 うちオンライン 1 名	38 名 うちオンライン 5 名

性の多様性に関する理解促進講座

社会の理解が十分に得られていない多様な性のあり方について、当事者への偏見や差別を解消するため、性の多様性について理解促進を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	3月21日(木) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	性の多様性 理解促進講座 ～学ぼう！性の多様性 よりよい相互理解のために～	山形大学人文社会科学部 教授 池田 弘乃	22 名 うちオンライン 8 名	

男女共同参画宣言都市記念講座

男女共同参画宣言都市を記念して、講座を行い、男女共同参画意識の啓発やファーストの周知を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	6月30日(金) 14:00～16:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	紫式部の社会を見る目 —漢文学から得たもの—	東北文教大学短期大学部 名誉教授 熊谷 義隆	女 28 名 男 10 名	38 名

小・中学生向け出前講座

小・中学生を対象に「いのち」の大切さについて学ぶ出前講座を行い、健全な心を育て、自殺や暴力防止を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	7月6日(木) 13:40～14:30	山形市立 第十中学校	将来のライフプラン（妊娠と出 産、中絶等）	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子	3年生 218 名	
2	7月7日(金) 14:30～15:20	山形市立 第七中学校	思春期の心と体の成長について	マミーブルーム 助産師 荒井 眞智子	1年生 111 名	
3	8月28日(月) 11:00～12:00	山形市立 金井小学校	生命の誕生・思春期の体の変化に ついて	山形県立保健医療大学看護学科 教授 遠藤 恵子	4年生 114 名	

4	11月27日(金) 13:40～14:30	山形市立 第二中学校	性被害に遭わないために…いのち の大切さ 思春期の性の悩み	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子	3年生 156 名
5	1月19日(金) 10:55～11:40	山形市立 宮浦小学校	「いのち」の大切さ ～共に生きる～	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子	6年生 51 名
6	1月26日(金) 13:55～14:40	山形市立 南小学校	性の健康教育「大事なからだところ」	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子	6年生 79 名
7	2月13日(火) 10:45～11:30	山形市立 第十小学校	いのちの教育	山形県立保健医療大学看護学科 教授 遠藤 恵子	4年生 71 名

事業所向け出前講座

企業や事務所を対象にワーク・ライフ・バランスやD X推進に関する出前講座を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。

	日時	場所（派遣依頼団体）	内容	講師	受講者
1	6月5日(月) 11:00～12:00	株式会社大平ホテル	コミュニケーション研修	産業カウンセラー 斉藤 ひろみ	社員 13 名
2	7月25日(火) 10:00～11:30	株式会社三栄本社	社内研修会 ワーク・ライフ・バランス、ハラスメントの基礎	特定社会保険労務士 楠本 香織	社員 25 名
3	8月10日(木) 16:00～17:00	株式会社クリーンシステム	社員コミュニケーションスキル向上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ	社員 16 名
4	9月20日(水) 18:15～19:15	医療法人社団楽聖会 あかねヶ丘ケアセンター	接遇マナー講座	フリーアナウンサー 前川 孝子	社員 45 名
5	12月7日(木) 10:00～11:00	株式会社伊藤熱処理	働きやすい職場をつくるためのコミュニケーション	フリーアナウンサー 前川 孝子	社員 18 名
6	1月4日(木) 11:00～12:00	東日本エンジニアリング株式会社	アンコンシャスバイアス	産業カウンセラー 斉藤 ひろみ	社員 76 名
7	1月19日(金) 16:00～17:00	健康保険組合連合会山形連合会	A I アシスタントとの対話体験	A I S O H O株式会社 代表取締役 海谷 美樹	社員 11 名
8	2月13日(火) 10:30～11:30	株式会社ヤマコー	ハラスメントについて	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ	社員 24 名
9	2月27日(火) 10:00～11:00	山形市管工事協同組合	組合員（女性）のコミュニケーション向上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ	組合員 31 名

(2) ファーラ市民企画講座事業 4団体 6回

男女共同参画社会の形成に役立つ内容で、かつ、広く市民を対象とした講座（事業経費5万円以内で実施可能な講座）を市民団体より公募を行い、その事業経費を支援した。

実施団体：映画で男女共同参画を考える会

「性」表現に携わるさまざまな人々の活動や人生哲学を取り上げた映画を上映することで、真の男女共同参画社会、真の共生社会を実現するヒントを探る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	11月26日(日) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	映画で考える多様な「性」表現と 共生社会パート2	実施団体	女 10名 男 16名	26名

実施団体：やまがたイグメン共和国

親のイライラ、表情を敏感に感じ取る子どもと一緒に、ボードゲームを使って楽しく会話できる機会をつくり、また、アンガーマネジメントを通じて親子の笑顔を増やし、親子の関係性向上、父親の育児参画を促進する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	12月16日(土) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	親子のコミュニケーションを 深めよう、楽しく学ぼう ～親子ボードゲーム講座～	やまがたボードゲーム協会 会長 小野 卓也	女 19名 男 10名	29名
2	1月21日(日) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	親子のコミュニケーションを 深めよう、楽しく学ぼう ～イライラしないアンガーマネジ メント講座～	Smile ring代表 日本アンガーマネジメント協会 東北支部長 齋藤 泰徳	女 12名 男 16名	28名

実施団体：山形大学月山マイスターの会

月山マイスターから、月山に関してこれまで学んできた内容を発表し、仲間と学ぶことを通して生涯学習への意欲喚起と社会活動へ参加を促す。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	12月17日(日) 13:00～15:40	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	月山マイスター講座 「月山に学び地域を知る」	山形大学理学部 教授 横山 潤 山形大学月山マイスター 田中 秀樹	女 12名 男 33名	45名
2	12月24日(日) 13:00～15:10	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	月山マイスター講座 「月山に学び地域を知る」	山形大学月山マイスター 吉田 久光 山形大学月山マイスター 青柳 和弘	女 5名 男 33名	38名

実施団体：ヤマガタ防災・減災Action!

日常の男女共同参画の課題が災害時にどのように変化するのか。被災地の事例を元にした防災ゲームを体験し、社会参画の中で男女共同参画の視点の重要性を学び、防災力を上げる。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	1月27日(土) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	生きる力を育む防災ゲーム！ 大人も知らない？子どもと学ぶ減 災アレコレ！	実施団体 代表 細谷 真紀子	女 14名 男 9名	23名

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画週間関連事業

男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）を設けており、これに関連して、男女共同参画に関する展示を実施するなどし、啓発に努めました。

①男女共同参画に関するパネル展示

期間：令和5年6月19日（月）～6月23日（金）

会場：山形市役所1階エントランスホール、男女共同参画センター「ファース」4階

内容：パネル「男女共同参画都市宣言」「男女共同参画早わかり」等

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催（再掲）

※詳細は、P.7参照

③女性の権利110番（共催：山形県弁護士会）

日 時：令和5年6月27日（火）午後1時30分～3時30分

会 場：男女共同参画センター

相 談 員：弁護士4名

相談方法：面接・電話

相談件数：5件（面接0件、電話5件）

④男女共同参画に関する作品募集

一行詩の作品を募集しており、日頃感じる男女共同参画の一コマや、男女共同参画に対する思いが伝わるもの、多様な性への理解促進に繋がるものをテーマとしている。

※一行詩とは、短い言葉で綴った自由な形式の詩のことです。

募集期間：令和5年6月1日（木）～7月29日（土）

審 査 会：令和5年8月

（審査員）柿崎悦子 山形大学ダイバーシティ推進室 副室長准教授

武田喜好 市立西小学校校長

塩野優子 山形市女性団体連絡協議会

企画調整部長、男女共同参画センター所長

応募数及び入賞数

部門	作品数	応募協力校	入賞数
大学・一般の部	145点	山形大学、東北文教大学 山形厚生看護学校	8点 (最優秀1、優秀2、入選5)
中学・高校の部	808点	中学校7校、 高校 5校	22点 (最優秀1、優秀3、入選10、 佳作8)
合計	953点		30点

4 広報事業

(1) 男女共同参画センターの情報紙「ファース」第63号を、情報紙編集協力員2名の編集により発行した。そのほか、講座情報等を掲載した「ファースお知らせ版」を発行した。

第63号	3月 発行	3,600部	A4判・8ページ・カラー刷り
お知らせ版	10・3月 発行	各1,400部	A4判・4ページ・単色刷り

5 市民活動支援事業

(1) 貸館事業

男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸室を行った。

(2) ファーラ市民企画講座事業（再掲）

令和5年度は、4団体が6講座を企画・実施した。

※詳細は、P.9 参照

6 相談事業

通年実施している3つの相談のほか、県弁護士会との共催で「女性の権利 110 番」を実施した。

(1) 通年実施

相談名	開催日	相談員
①一般相談	休館日及び12／27～1／4を除く毎日 (週27時間)	カウンセラー（女性）
②法律相談	月3回（第2～4金曜日 午後4時～6時）	山形県弁護士会所属 弁護士
③女性の健康相談 (思春期から更年期まで)	随時	助産師

① 一般相談

相談者数および相談件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談者数 (人)	女	18	17	14	22	20	20	15	12	14	25	21	21	219
	男	3	4	4	4	5	3	7	4	4	2	2	5	47
	計	21	21	18	26	25	23	22	16	18	27	23	26	266
うちDV相談		2	2	2	5	4	5	4	3	2	4	3	2	38
相談件数 (件)		39	43	33	48	42	43	42	33	33	46	40	48	490

相談者の年代

20代 3.8% 10人	30代 13.5% 36人	40代 30.1% 80人	50代 27.8% 74人	60代 11.7% 31人	70代 12.4% 33人
--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

10代 0.4% 1人

80代 0.4% 1人

相談内容

生き方（心の健康） 40.2% 107人	家族（夫婦） 24.4% 65人	家族（親子） 13.9% 37人	家族（その他） 12.4% 33人				
----------------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	--	--	--	--

その他 2.6% 7人
人間関係 2.3% 6人
男女関係 1.9% 5人
金銭・財産 1.5% 4人
生き方（その他） 0.8% 2人

② 法律相談

相談者数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談者数 (人)	女	3	10	6	8	5	6	7	8	9	5	4	8	79
	男	3	1	5	3	4	4	1	3	3	6	4	2	39
	計	6	11	11	11	9	10	8	11	12	11	8	10	118
うちDV相談		1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3

相談者の年代

20代 4.2% 5人	30代 32.2% 38人	40代 13.6% 16人	50代 23.7% 28人	60代 32.2% 38人	70代 13.6% 16人	80代 5.1% 6人
不明 0.8% 1人						

相談内容

相続 20.3% 24人	離婚 16.1% 19人	その他 10.2% 12人	金銭一般 9.3% 11人	消費者問題 8.5% 10人	相隣関係 7.6% 9人	家事一般 5.9% 7人	借地・ 借家 4.2% 5人	労働 4.2% 5人								
			損害賠償一般	3.4%	4人											
			夫婦外男女関係	2.5%	3人											
			貸金・保証	2.5%	3人											
			夫婦関係	0.8%	1人											
			サラ金	0.8%	1人											
			交通事故	0.8%	1人											
			医療事故	0.8%	1人											
			税金	0.8%	1人											
			刑事	0.8%	1人											

③ 女性の健康相談（女性の思春期から更年期までの相談）

相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数 (件)	3	4	4	6	4	4	3	3	3	3	4	4	45

相談者の年代

10代 8.9% 4人	20代 11.1% 5人	30代 73.3% 33人	40代 4.4% 2人
50代 2.2% 1人			

(2) 女性の権利110番（再掲）

令和5年6月27日（火）実施、相談件数5件

※詳細は、P. 10参照

7 情報収集提供事業

男女共同参画社会の形成に資する図書、ビデオ及び他市町村の行政機関、男女共同参画施設等の情報資料を収集するとともに、センター利用者に提供した。また、情報ボランティア市民スタッフ3名の協力により、情報コーナーの整理を行った。

令和5年度の図書貸出等の利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
図書等貸出 カード発行枚数	3	1	2	2	1	0	2	0	3	0	0	0
累計	3	4	6	8	9	9	11	11	14	14	14	14
図書貸出人数	6	8	5	5	8	3	5	7	9	5	3	5
累計	6	14	19	24	32	35	40	47	56	61	64	69
図書貸出冊数	7	12	7	9	10	3	7	14	23	12	6	8
累計	7	19	26	35	45	48	55	69	92	104	110	118
蔵書冊数	5,176	5,181	5,187	5,192	5,196	5,210	5,214	5,204	5,207	5,225	5,229	5,240

※参考 前年度3月末蔵書総数 5,172 冊

※令和5年度追加分 78 冊 令和5年度廃棄分 10 冊

8 交流事業

交流・情報コーナーを市民に開放した。令和5年度の利用者数は3,551名
登録団体数は、令和5年度末で105団体

9 その他

(1) 小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付

男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」は、小学生を対象に男女共同参画に関する認識と自覚を高める目的で、平成14年3月に作成。

その後、社会動向の変化に対応するため、また、山形市がめざす「男女共同参画社会」の実現にむけて、性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が活かされる豊かな社会づくりを進めるために、平成23年度、令和5年度に改訂。

①配付対象：小学1年生・4年生、中学1年生

②発行部数

小学1年生	2,600部
小学4年生	2,600部
中学1年生	2,600部
小学校教師用「活用にむけて」	500部

③活用状況（アンケート調査結果）

活用の場面	小学1年生	小学4年生	中学1年生
「きらり かがやいて」のみで授業を行った	46%	41%	40%
授業以外（朝の会など）で活用した	21%	30%	7%
配布のみ	30%	24%	40%
その他	3%	5%	13%

(2) 「女性に対する暴力をなくす運動」 関連事業

「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）の期間中に、DV防止のための意識啓発を図った。

①DV防止を呼びかけるパネルの展示及び、パープルリボンツリーの展示

会場：男女共同参画センター「ファース」4階及び市役所1階エントランスホール

②市の管理職を対象にパープルリボンの着用

(3) 生理用品の無償配付

対 象 者 経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性

配付方法 男女共同参画センター窓口への申し出により配付

配付実績 73件

(4) 連携中枢都市圏連携事業

令和2年度より実施しており、村山地域の住民への男女共同参画センターの広域活用を行った。
令和5年度の利用状況

	連携中枢都市圏連携事業関係市町													合計
	寒河江市	上山町	村山市	天童市	東根市	尾花沢市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	
登録団体数（新規）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
講座受講者数	3	2	2	14	2	0	6	2	8	1	0	0	0	40
託児人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般相談件数	0	7	0	0	4	0	1	37	1	0	0	0	0	50
法律相談件数	1	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	7
貸館利用団体数	0	2	4	32	5	0	1	5	0	0	0	1	0	50
図書カード作成人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
図書貸出人数	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(5) 山形市男女共同参画センター運営委員会の開催

男女共同参画センターの運営の円滑化を図るため、条例に基づき「山形市男女共同参画センター運営委員会」を設置し、運営委員会を開催した。

第1回：令和5年5月26日（木）

第2回：令和6年2月29日（木）

令和5年度 利用状況

月別			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
開館日数			29	28	30	30	30	28
(1) 貸室利用人数	月計	男	142	158	126	184	156	92
		女	431	436	293	307	337	303
	累計		-	300 867	426 1,160	610 1,467	766 1,804	858 2,107
利用状況 (人)	平日	男	124	112	83	113	101	78
		女	318	258	217	187	218	203
	土日	男	18	46	43	71	55	14
		女	113	178	76	120	119	100
	1日 当り	人数	19.8	21.2	14.0	16.4	16.4	14.1
(2) 講座受講者人数 (出前講座除く)	月計	男	0	0	10	12	1	7
		女	0	0	28	30	19	24
	累計		-	0 0	10 28	22 58	23 77	30 101
(3) 託児利用者	月計		0	0	0	0	0	0
	累計		-	0	0	0	0	0
(4) 講座回数 (出前講座除く)	月計		0	0	1	2	1	3
	累計		-	0	1	3	4	7
(5) 相談利用人数 (女性の権利110 番含む)	月計	男	6	5	9	7	9	7
		女	24	31	29	36	29	30
	累計		-	11 55	20 84	27 120	36 149	43 179
(6) 交流・情報 コーナー利用 人数	月計	男	84	85	143	144	152	134
		女	137	120	145	139	173	185
	累計		-	169 257	312 402	456 541	608 714	742 899
(7) 全館利用人数 (1)+(2)+(5)+(6)	月計	男	232	248	288	347	318	240
		女	592	587	495	512	558	542
	累計		-	480 1,179	768 1,674	1,115 2,186	1,433 2,744	1,673 3,286
(8) ワーク室利用	月計		1	3	6	2	2	0
	累計		-	4	10	12	14	14
(9) 視察見学	月計		0	0	0	0	0	0
	累計		-	0	0	0	0	0
(10) 登録団体	月計	入	2	0	0	0	0	0
		退	0	0	0	0	0	0
	累計		102	102	102	102	102	102

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
30	27	28	27	26	30	343
113 336	180 474 294	130 426 296	61 291 230	89 463 374	152 546 394	5,614
971 2,443	1,151 3,888 2,737	1,281 4,314 3,033	1,342 4,605 3,263	1,431 5,068 3,637	1,583 5,614 4,031	
79 225	131 192	95 195	43 161	71 281	106 228	1,136 2,683
34 111	49 102	35 101	18 69	18 93	46 166	447 1,348
15.0	17.6	15.2	10.8	17.8	18.2	16.4
16 9	17 32 15	84 131 47	34 85 51	25 76 51	22 88 66	568
46 110	63 188 125	147 319 172	181 404 223	206 480 274	228 568 340	
0	0	6	1	0	9	16
0	0	6	7	7	16	
3	2	3	3	3	5	26
10	12	15	18	21	26	
8 25	7 30 23	7 33 26	8 41 33	6 35 29	7 40 33	434
51 204	58 285 227	65 318 253	73 359 286	79 394 315	86 434 348	
166 137	164 317 153	186 294 108	179 307 128	206 346 140	194 343 149	3,551
908 1,036	1,072 2,261 1,189	1,258 2,555 1,297	1,437 2,862 1,425	1,643 3,208 1,565	1,837 3,551 1,714	
303 507	368 853 485	407 884 477	282 724 442	326 920 594	375 1,017 642	10,167
1,976 3,793	2,344 6,622 4,278	2,751 7,506 4,755	3,033 8,230 5,197	3,359 9,150 5,791	3,734 10,167 6,433	
3	2	3	1	0	1	24
17	19	22	23	23	24	
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	
1 0	0 0	0 0	1 0	1 2	2 0	105
103	103	103	104	103	105	

資料

1 全館利用人数の推移

(人)

	貸室利用者	会議室等利用率 ※1	事業参加者 ※2	相談利用者	交流・情報コーナー 利用者	合計
H26年度	11,961		1,388	534	10,196	24,079
H27年度	13,104		1,470	506	11,237	26,317
H28年度	11,713	65.0%	966	464	9,984	23,127
H29年度	12,803	73.8%	991	453	10,017	24,264
H30年度	10,888	68.0%	1,060	495	10,053	22,496
R1年度	11,347	63.4%	771	537	8,009	20,664
R2年度	4,849	42.7%	777	441	1,436	7,503
R3年度	4,568	36.1%	924	390	1,332	7,214
R4年度	6,132	36.7%	978	406	1,579	9,095
R5年度	5,614	44.3%	1,827	434	3,551	11,426

※1 算出方法

H27～R4

午前（9:00～12:00）と午後（12:00～22:00）の2つに区分した時間帯において、会議室等の稼働率を算出

R5～

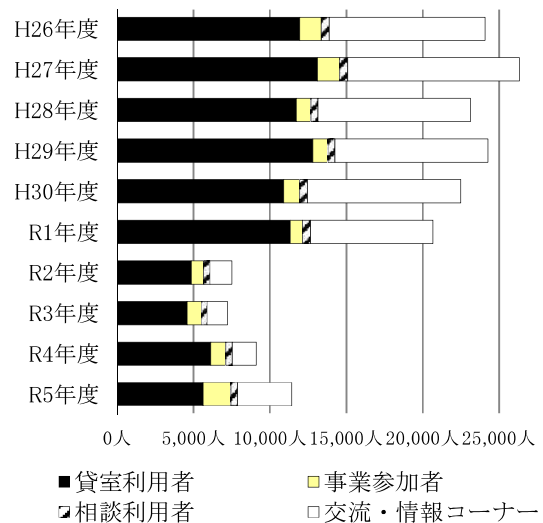
開館日における会議室、研修室1、研修室2・視聴覚室の利用状況を基に算出

※2 算出方法

R5～

女性人材育成事業参加者＋自主企画講座受講者＋市民企画講座受講者＋出前講座受講者＋託児人数

＜全館利用人数＞

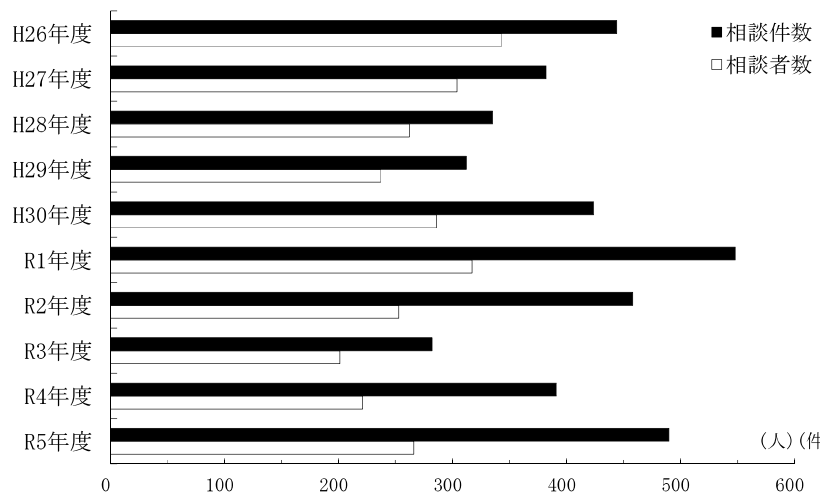


2 相談利用状況の推移

一般相談

	相談者数 (人)	相談件数 (件)
H26年度	343	444
H27年度	304	382
H28年度	262	335
H29年度	237	312
H30年度	286	424
R1年度	317	548
R2年度	253	458
R3年度	201	282
R4年度	221	391
R5年度	266	490

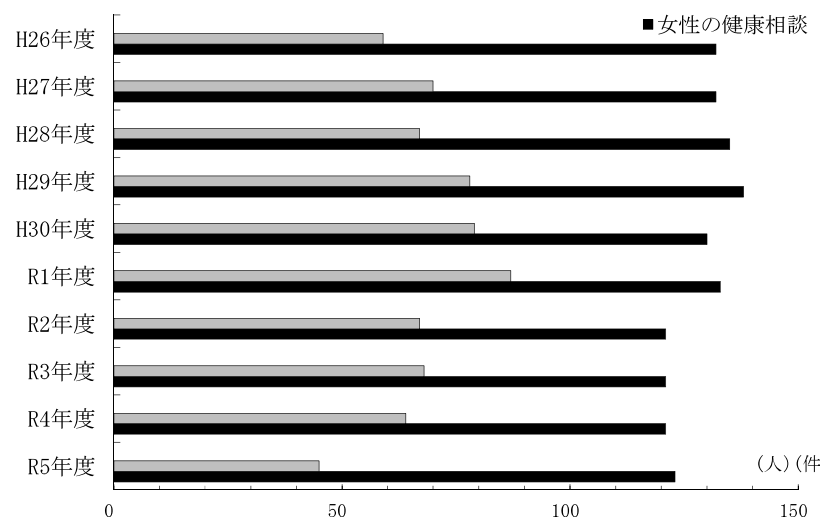
＜一般相談＞



法律相談・女性の健康相談

	法律相談 (人)	女性の健康 相談(人)
H26年度	132	59
H27年度	132	70
H28年度	135	67
H29年度	138	78
H30年度	130	79
R1年度	133	87
R2年度	121	67
R3年度	121	68
R4年度	121	64
R5年度	123	45

＜法律相談・女性の健康相談＞



※法律相談は女性の権利110番の利用者を含む。

登 録 団 体 一 覧

登録 団体数	団 体 名	活 動 目 的 ・ 内 容	会 員 数
1	やまがたイグメン共和国	山形県及び東北における父親の積極的な育児参加の促進	15名
2	一般社団法人 山形県歯科衛生士会	歯科衛生士の資質の向上・論理の高揚を図るとともに、市民の健康の保持増進に寄与する	142名
3	ちえりっぽ(女性＝健康 Yamagata)	山形の女性が健康への意識改革と、地域社会への啓発を推進することを目的とする	10名
4	女性すまいネット@山形(みらいえへる)	未来の子どもたちへ豊かな環境と暮らしをつなげていくことを目的とする	15名
5	山形吟道会	詩歌の吟詠を研鑽することにより、人格の陶冶と精気の涵養を行い、吟詠の普及と健全なる文化社会の建設に貢献する	178名
6	山形大学月山マイスターの会	月山及び周辺地域に関する地形・地質・植生・防災・歴史・民族・文化観光などを学び魅力を発信し地域活性化の一翼を担う	83名
7	助産師とヘルシートークの会	自然な妊娠・出産の経過や母乳育児を大切にし、母子や家族のニーズに即した安全で快適なケアを提供していく	5名
8	山形市女性団体連絡協議会	「自立・平等・平和」を実現するため女性が連携を取り新しい男女共同参画社会を目指す	45,000名
9	山形市児童健全育成クラブ連絡会	児童健全育成クラブの相互の親睦を深め、留守家庭児童の健全育成と事故防止を目的とする	232名
10	保健師看護師連絡協議会	職場において、1人ひとりが能力を十分に発揮し、健康に働けるよう支援するための知識を共有する	6名
11	トウモロウ	男女共に支え合い、健全者も障がい者も生きやすい社会にする	8名
12	山形・原発を考える会	国のエネルギー政策を見直し、基本としたものへと転換させていくために学習等を行う	14名
13	国際ゾンタ山形ゾンタクラブ	女性の社会的地位の向上、相互理解と友情を深め、世界平和の推進に寄与する	14名
14	山形県保育協議会	保育所が子ども達にとって、また、男女問わず働く保育士達にとって、よりよい環境になるように活動する	2,600名
15	特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド	よりよい子育て環境が実現できる地域社会の形成とすべての人々がすこやかに暮らせる男女共同参画社会の実現に寄与する	98名
16	あおいの会	地域社会との関わり方、家族関係など様々な問題がある中でも喜んで生きて行くための生き方を学ぶ	12名
17	山形市ボルダー友好協会	国際交流の幅広い分野における推進。姉妹都市との交流と総理解の増進	64名
18	山形市役所OG会	退職した者が、相互の交流を広げ、女性の地位向上・と山形市の発展に寄与する	85名
19	山形こころ塾	良好なカウンセリング及びメンタルヘルスの維持やメンタル不全の改善に答えられるカウンセラーを目指す	16名
20	EST	年齢性別問わず、様々なスピーチに触れ知識を増やし、視野を広げる	6名
21	一般社団法人 “人間と性”教育研究協議会 山形サークル	学校や地域のさまざまな分野における性への偏見を払拭し、実りある人間関係の構築	34名
22	一般社団法人 山形県助産師会	母子や女性への健康増進支援、児童・生徒・一般向けの正しい性教育実践	60名
23	山形県退職公務員連盟山形支部	生きがいのある老後をおくるため、地域福祉活動を推進し、男女協力して社会貢献活動を行っていく	650名
24	表千家山形県青年部 山形地区	伝統文化の継承と地域社会への貢献及び自己研鑽に努める	18名
25	全日本年金者組合山形県本部	社会保障制度の確立、公的年金受給者と高齢者の生活と権利の維持・向上・文化活動の推進等、福祉水準の向上に努める	900名
26	映画で男女共同参画を考える会	時代にマッチしたテーマを考察し、ドキュメンタリーの映画鑑賞を通じ男女共同参画の観点を交えながら考える	6名

27	公益財団法人 野村生涯教育センター 山形支部	自己学習を主軸とした相互教育を通して、子ども達の未来のために家庭・学校・社会の連携を図る	73名
28	山形家族会	薬物・ギャンブル・アルコール依存者と、その家族が地域に根ざした社会復帰、および社会参加するための回復支援を行う	13名
29	一般社団法人 実践倫理宏正会	家庭教育座談会を開き、家庭の中での悩み等を共有し解決案をさぐり出す	20名
30	山形市立図書館ボランティア くまさんの会	絵本や紙芝居の読み聞かせ、わらべうたを伝え楽しさを共有する。本と出合う橋渡しをし、子どもたちの健やかで豊かな心を育てる	25名
31	山形県臨床工学技士会	臨床工学士の認知度向上や今後の担い手育成および、現会員の知識、技術のペースアップをはかる	275名
32	かたばみの会	引きこもりの子を持つ親への支援を目的とする	54名
33	岸田博カウンセリング研究所山形教室	人間としての絶えざる成長を目指して、来談者中心カウンセリング療法を学び、神髄を体得する	17名
34	心のケア 植物フレンド会	植物を通して人的交流を深め、人間形成に役立てる	18名
35	やまがた女性医師ネットワーク	県内の女性医師の生活と仕事、医学生への支援する	26名
36	すみれの会	人生100年時代を生きる為、感動と喜びを共に互いに刺激を受けていつまでも健康で楽しむことができることを願って	9名
37	山形でのひら支援ネット	困難を抱えながら支援にたどり着けずにいる人々や社会的に排除されがちな人々を対象に支援事業を行う	15名
38	Fuku×Suku'ず	男女共同参画社会づくりに関する活動を行う	10名
39	山形県退職女性教職員の会(出羽路会)	生きがいのある人生を創り、人権を尊重し男女共同参画社会をめざす。地域の発展に尽くす	890名
40	山形地区退職女性教職員の会 千歳会	憲法・教育・年金・医療・介護等の社会問題に目を向ける。アジア女性の自立支援、貧困家庭の支援	209名
41	山形ビデオクラブ	男女が共同していきいきと生活する人々の様子や、四季の風景などの撮影を通し、交流を深める	6名
42	山形県小中高等学校教育研究会養護教諭連絡協議会	職務活動の研究を行い、学校保健の復興に寄与する	425名
43	けいゆう会	女性リーダーの育成や活気のある町づくり、地域おこしなどを行う	6名
44	子育て・女性健康支援センター	母親の育児不安の緩和・解消、虐待防止、女性の生涯の健康支援	7名
45	山形市学童保育連絡協議会	保育内容の向上、学童保育の理解のための宣伝活動・運動を行う	78名
46	山形音楽療法研究会	音楽療法の発展を図り、地域における啓蒙と普及活動を目的とする	25名
47	コスモス∞	フェアラ大学8期生として学んだ事を活かし、それぞれの生き方をレベルアップする	7名
48	15YEEL(いちごえ〜る)	子ども達が、自分らしく自信を持って社会へ羽ばたいていけるように、子育てをしながら親も共に学んでいく	5名
49	山形メンタルヘルス研究会	労働者の心の健康づくり、カウンセリングの普及と啓蒙を図る	12名
50	ときの会	女性の自立を促し、社会的地位向上を図り、考え、実践していく	10名
51	ボランティアサークル「スクール23」	ボランティア活動等を通して社会福祉の理解を深め、男女共生に資することを目的とする	12名
52	ベビペア・サポーターズ	会員の専門性・スキルを生かし次世代育成に貢献する	5名
53	メンタルサポート+1	誰もが自分らしく生きることができる社会環境を目指す	11名
54	CAPやまがた	子どもが暴力の被害者にも加害者にもならないように、ジェンダーに気づき人権意識の下で生きられる地域社会の実現	7名

55	山形音楽療法士会	音楽療法の普及および発展に努め、医療・福祉・教育・健康のための専門的、社会的活動を促進する	7名
56	山形センター合唱団	平和で健康なうたを広め、国民の生活・感情・要求を音楽の基礎として演奏・教育・創作活動を発展させる	32名
57	こくみん共済COOP山形地域共済会	全労済の共催の普及推進	191名
58	I 女性会議	憲法の保障する豊かな暮らしと民主的権利の追求、世界の平和と女性の解放を目指す	6名
59	まなび舎	経済的に恵まれない子どもたちの学習支援	5名
60	やまがた女性21	女性が生き生きと活動できるような男女共同参画社会実現のための調査研究・実践	5名
61	特定非営利活動法人 やまがた市民後見サポートセンター	高齢化社会・障がい者を取り巻く環境等、基本的人権を尊重し、社会に寄与する	14名
62	この指とまれ	子どもや子どもに関わる人たちの困難さに対し解決策を模索していく。	13名
63	ききみみの会	山形や日本・外国の昔話や物語を語ることで、お話を楽しむとともに本とのふれあい作り	15名
64	特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル	企業や行政との協働を促進し、市民社会の発展に貢献する	6名
65	山形ママコミュニティ mama＊jam	山形でママになった人を皆で応援し、1人の女性として成長すること	725名
66	山形県退職者連合	高齢者が平和で安心して暮らせる社会を目指し社会保障制度の改善と不公平税制の是正をはかる	9,969名
67	新日本婦人の会	女性の地位向上・女性と子どもの幸せ・暮らしの充実を図る	750名
68	ふえみん山形	抑圧・差別されることなく自立・自律して生きていける民主的社会の実現・平和のため活動する	8名
69	山形LL ひまわり会	ボランティア活動を行うための勉強会	5名
70	山形友の会	健全な家庭を作り、社会の進歩に役立つための学び	36名
71	山形県社会保険労務士会	社会保険労務士が参加する会議・研修、市民・県民に対するセミナーの開催	235名
72	ホワイトボード・ミーティングを学ぶ会	人権尊重のスキルとしてのファシリテーション技術を学び広める	10名
73	山形LL(社会福祉法人山形いのちの電話)	自殺予防を目的とした「電話相談」で、不安と苦しみで悩んでいる方の心の支えになれるように活動する	300名
74	家庭倫理の会山形	和やかな家庭づくりを推進し共尊共生の精神に則った地域社会の発展と美しく平和な世界づくりに貢献する	730名
75	保健室の会	養護教諭の仕事について学び合う	15名
76	放課後児童クラブ保育研究会	安全に楽しい放課後を学童で過ごせるように、保育充実のための研修	78名
77	一般社団法人 山形県介護福祉士会	介護福祉士の資質の向上、介護に関する知識、技術の普及を図り、社会福祉の増進に寄与する	370名
78	山形市民間立保育園・認定こども園協議会	民間立認可保育園及び認定こども園の健全経営と保育の万全を期するため、相互の連携を密にし、役職員の資質向上と親睦を図る。	520名
79	NPO法人 みらい子育てネット山形	児童・青少年の健全育成	13名
80	認定NPO法人 IVY	世界の問題と関わり、誰もが人間らしく生きることができる社会をめざす	10名
81	ヤマガタ防災・減災 Action !	災害対策を自分事とし、共助・公助と協同したインクルーシブな防災・減災を創出する	6名
82	ガールスカウト山形県連盟 山形市協議会	各団相互の親睦・連絡協調を計り、活動を通して少女たちの健全育成に寄与すること	100名

83	認定NPO法人山形国際ドキュメンタリー映画祭	国際映画祭の開催と映像を通して豊かな文化、芸術の普及を目指す。	8名
84	ガールスカウト山形県連盟	少女と若い女性が自身とほかの人々の幸福と平和のために、自ら考え、行動できる人となることを育成する	174名
85	ベビーとお母さんのための3B体操	健康増進、体力向上、子育て支援を推進する	10名
86	サザンクロスの会	ライフバランスが崩れてしまった人たちを、心身ともに明るく、健康になれるように支援し学習する	10名
87	ガールスカウト 山形県第8団	様々な年代の女性が自己の可能性を最大限に伸ばし、地域や世界のために行動できる人を育成する	24名
88	日常を拓くwomanナイン	ウェルビーイングな生き方を模索する	7名
89	スローフード山形(山形ブロック)	在来作物と昔からの郷土料理や家庭料理を守る活動	13名
90	特定非営利活動法人 山形県青年海外協力協会	国際協力ボランティアから得た体験を地域社会に還元し、国際交流・国際協力事業の促進に寄与する	50名
91	地域を元気にする会	男女共同参画社会の実現、多様性の推進、街の活性化等に寄与する	9名
92	NPO法人 ヤマガタヤポニカ	県内在住の外国人に日本語教育の場を提供し、地域住民として快適に暮らせることを目的とする	13名
93	山形県労働組合総連合	県内労働者の生活・権利の向上	3,917名
94	山形県青年国際交流機構(山形県IYEO)	人的ネットワークの形成、青少年国際交流事業に関する情報提供や支援事業を行う	20名
95	とまり木つくる会 山形サロン	発達障害に対する認識を広める	7名
96	カラフルCafé	ジェンダーや多様な性に関する基礎知識を知ること話すことで山形大学・市・県における男女共同参画、ジェンダー平等、多様な性の尊重を推進していく	5名
97	山形市小学校教育研究会社会科部会	市立小学校の社会科教育に係る研修を通して、ふるさと山形を愛する子どもたちの育成を図る	34名
98	hiraku	共有や相談ができる相手とつながり、子どもや母親、心に余裕のない女性等が安心できる居場所づくり	5名
99	ホップ・ステップ・レディの会	簿記会計の学習を通じて、社会復帰の支援やリスキリングの機会として社会参画の支援を行う	5名
100	山形楽友合唱団	混声合唱団としての活動を通して、地域の音楽文化の振興に貢献する	37名
101	特定非営利活動法人 市民社会サポートやまがた	山形の社会をよりよくしたいと活動する人や団体のために、市民の参加を応援したり、NPOの自立による持続活動な活動をサポートする	14名
102	山形カウンセリング研修会	職場、家庭、地域活動等において、自他の考えや気持ちや会話を深め合うことで、より正確に聴く力を養う研修を行う	5名
103	さんかいぶ	社会的マイノリティに属する人々が集い、繋がり、交流を図る	9名
104	いずみ会	表千家茶道の稽古と研究を通じ、茶道文化の向上を図るとともに茶道に興味を持っている女性が茶道を続けられる環境を整える	9名
105	山の恵みの映画たち 上映実行委員会	優れた映画を通して、山と人との関わりを再認識する	15名

○山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- (3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等 (男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例(平成7年市条例第34号)第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例（平成3年市条例第6号）は、廃止する。

○山形市男女共同参画センター条例

平成7年9月25日条例第34号

改正

平成14年12月25日条例第57号

山形市男女共同参画センター条例

題名改正〔平成14年条例57号〕

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設の設置及び管理等について必要な事項を定め、もって男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に前条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市男女共同参画センター

位置 山形市城西町二丁目2番22号

一部改正〔平成14年条例57号〕

(事業)

第3条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講座及び研修会等の開催に関する事。
- (2) 使用者の自主的な学習活動への支援に関する事。
- (3) 個人及び団体間の交流の促進に関する事。
- (4) 情報の収集及び提供に関する事。
- (5) 各種の相談に関する事。
- (6) その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認める事。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、使用を許可する際に、必要な条件を付することができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の制限)

第5条 市長は、センターを使用させることが不適当と認めるときは、使用を許可せず、又は使用を許可した後であっても許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その使用により建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷又は滅失させた場合において、前条の原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第8条 センターの運営の円滑化を図るため、センターに山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者及び各種団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 運営委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月25日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の山形市女性センター条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により受けた女性センターの使用の許可（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の第4条第1項の規定により受けたセンターの使用の許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により委嘱された山形市女性センター運営委員会の委員である者は、施行日に、改正後の第8条第2項の規定により山形市男女共同参画センター運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

改正

平成9年6月13日規則第30号
平成15年3月20日規則第6号
平成22年7月20日規則第29号
平成24年2月10日規則第1号
平成31年3月13日規則第8号
令和2年6月26日規則第40号
令和3年3月31日規則第46号

山形市男女共同参画センター条例施行規則

題名改正〔平成15年規則6号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（休館日）

第2条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（1） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（次号に規定する日を除く。）

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

一部改正〔平成15年規則6号〕

（使用時間）

第3条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（使用許可申請）

第4条 センター（交流コーナー及び情報コーナー等を除く。）の使用の許可を受けようとする者は、男女共同参画センター使用許可申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請の受付を開始する日は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 第6条第3項に規定する男女共同参画センター登録証の交付を受けている団体 使用しようとする日（次号において「使用日」という。）の属する月の2か月前の月の初日

（2） 前号以外の団体及び個人 使用日の属する月の1か月前の月の初日

3 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する日を変更することができる。

一部改正〔平成9年規則30号・15年6号・22年29号〕

（使用許可）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを受付の順に審査し、センターの使用を許可したときは、男女共同参画センター使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（使用団体の登録）

第6条 センターを拠点として条例第1条に掲げる目的に沿った活動を展開しようとする団体で、次に掲げる要件を満たすものは、男女共同参画センター使用団体登録台帳（以下「団体登録台帳」という。）への登録を受けることができる。

（1） 5人以上の構成員を有していること。

（2） 団体としての目的を有し、かつ計画に基づく事業を実施していること。

（3） 代表者がこの市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町若しくは大石田町に住所を有し、又はこの市に在勤若しくは在学していること。

（4） 営利を目的とする団体でないこと。

- 2 前項の登録を受けようとする団体は、男女共同参画センター使用団体登録申請書（別記様式第3号）により、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、登録の適否を審査し、適当であると認めるときは、団体登録台帳に登録するとともに、男女共同参画センター登録証（別記様式第4号）を交付するものとする。
- 4 団体登録台帳の記載事項に変更が生じた団体は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 団体登録台帳への登録の期間等は、市長が別に定める。

一部改正〔平成15年規則6号・22年29号・24年1号・令和2年40号・3年46号〕

（図書等の貸出し）

第7条 センターの図書及びビデオテープの貸出しは、男女共同参画センター図書等利用者登録台帳（以下「図書等利用者登録台帳」という。）に登録された者に対して行う。

- 2 図書等利用者登録台帳への登録を受けようとする者は、男女共同参画センター図書等利用者登録申請書（別記様式第5号）により、市長に申請しなければならない。この場合においては、申請者の身分を証明するものを提示しなければならない。
- 3 図書等利用者登録台帳に登録された者に対しては、図書等貸出カード（別記様式第6号）を交付するものとする。
- 4 貸出しの数量は、原則として、図書にあっては4冊以内、ビデオテープにあっては4巻以内とする。この場合において、貸出しの期間は、原則として15日以内とする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成9年6月13日規則第30号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の山形市女性センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第6条第1項又は第7条第1項に規定する台帳に登録されているものは、改正後の第6条第1項又は第7条第1項に規定する台帳に登録されたものとみなす。
- 3 改正前の規則第5条、第6条第3項又は第7条第3項の規定により交付された女性センター使用許可書、女性センター登録証又は図書等貸出カードは、それぞれ改正後の第5条、第6条第3項又は第7条第3項の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書、男女共同参画センター登録証又は図書等貸出カードとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に残存する改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成22年7月20日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の山形市男女共同参画センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定により提出された男女共同参画センター使用許可申請書及び旧規則第5条の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書は、それぞれ改正後の山形市男女共同参画センター条例施行規則第4条第1項の規定により提出された男女共同参画センター使用許可申請書及び同規則第5条の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に残存する旧規則の規定に基づき作成された男女共同参画センター使用許可申請書及び男女共同参画センター使用許可書は、当分の間、これを取り繕って使用することがで

きる。

附 則（平成24年2月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月13日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の山形市男女共同参画センター条例施行規則別記様式第6号の規定による図書等貸出カードは、改正後の別記様式第6号の規定による図書等貸出カードとみなす。

附 則（令和2年6月26日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第46号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形市男女共同参画センター運営委員会要項

(趣旨)

第1 この要項は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により設置された山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 運営委員会は、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項及び条例第3条に掲げる事項について審議するものとする。

(会議)

第3 運営委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する必要がある場合において、委員長及び副委員長がともにないときは、市長が会議を招集し、あらかじめ市長が指名した委員がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないものとする。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(書面による議事の決定)

第4 第3第3項の規定にかかわらず、委員長（第3第1項の規定に該当する場合にあっては、市長。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事由に該当する場合には、会議における議決に代えて、委員長が書面により委員の意見を徴し、又は議事に対する可否を問い、それに対して委員が可否を表明する方法をもって議事を決定することができる。

(1) 緊急に議決を要する場合において、会議を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により、会議を開催することが合理的でないと認められる場合。

2 第3第3項の規定は、前項の規定により議事を決定する場合について準用する。この場合において、第3第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長（第1項の規定に該当する場合にあっては、市長）」と読み替えるものとする。

(委任)

第5 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月1日から施行する。

山形市男女共同参画センター運営委員会委員名簿

任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属
阿部 由希	ファース大学修了生
五十嵐 健裕	やまがたイグメン共和国代表
石田 一馬	山形商工会議所青年部
岡田 美由紀	ファース大学修了生
奥野 千秋	ファース大学修了生
佐藤 慎也	山形大学教授
高瀬 謙治	山形市社会福祉協議会常務理事
廣谷 小夜子	ファース使用登録団体
村山 理香	村木沢小学校校長
山川 唯美	ファース使用登録団体
横尾 峰子	山形市女性団体連絡協議会

※令和6年3月31日現在

年報・ファースト 令和5年度

発行日：2024年6月

編集・発行：山形市男女共同参画センター

〒990-0832

山形市城西町二丁目2番22号

TEL (023) 645-8077

FAX (023) 645-8055

Email: fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp